

佐賀市の教育・保育施設に就職される予定のみなさまへ

～ 保育士等への就職を応援します ～ 佐賀市保育士就職支援金のおしらせ

佐賀市では、市内の教育・保育施設に保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として、はじめて就職をされる方や保育施設を退職した後3年以上経過した方の再就職の負担を軽減するために、就職時の初期費用の一部支援として「保育士就職支援金」を支給します。

○ 要件

佐賀市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所における令和7年4月以降の新規採用職員で、①～⑤の要件を全て満たす職員

- ① 他の保育施設で、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として、これまで勤務経験がない者、または保育施設を退職した後3年以上経過した者
- ② 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭の有資格者、又は勤務開始日までに同資格取得見込みの者
- ③ 短時間でない常勤保育士等（1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務）として、1年以上の勤務予定者
- ④ 佐賀市内の、私立の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の職員、または公立の保育施設の会計年度職員
- ⑤ これまで、本事業による支援金の支給を受けていない者

○ 支援金の額

10万円（1人1回限り）

【留意事項】

- ◆「保育士就職支援金」受給後1年以内に上記①～⑤の要件を欠いた場合は、支援金の一部又は全部の返還を求める場合があります。
- ◆佐賀市外居住者も、就職先が佐賀市内の対象施設であれば対象となります。
- ◆支給については、申請書等の提出が必要で、審査後交付決定となります。

◎提出書類について

- ・申請書（就職先施設、佐賀市保育幼稚園課窓口及び佐賀市公式HP上にあります）
- ・勤務内容証明書（就職予定の保育所等から発行してもらってください）
- ・保育士登録書等各資格書の写し（交付見込みの場合は、資格の合格通知書の写し、もしくは資格取得見込証明書と卒業見込証明書の写し2点など）
- ・誓約書、請求書
- ・保育施設を退職した後3年以上経過した方は、別途年金の被保険者記録照会回答票（3か月以内発行）が必要ですので、詳しくは年金事務所にお問合せください



《問合せ先》

佐賀市保育幼稚園課幼保事業係

電話 0952-40-7294 FAX 0952-40-7395

佐賀市保育士就職支援金 Q&A



Q1. 認可外保育施設で働くことになりました。支援金の対象者になりますか？

A1. 対象になりません。対象となる施設は佐賀市内にある、認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所のみとなります。



Q2. 市外の保育所等で勤務しており、4月から市内の保育施設で勤務した場合、支援金の対象者になりますか？

A2. 対象になりません。新規保育士や保育施設を退職して3年以上経過した潜在保育士等の確保が目的のため、新卒者や3年以上保育士等として保育施設などで勤務していないことが条件となります。



Q3. 保育士補助員等（無資格）で施設採用後、新たに保育士等の資格を取得した場合、支援金の対象者となりますか？

A3. 有資格の保育士等として就職後は、対象者となります。保育士資格等の取得率向上につながるためです。



Q4. 支援金をもらいましたが、確定申告が必要ですか？

A4. この支援金は、税法上「雑所得」となり、確定申告や市・県民税の申告が必要となり、課税対象となる場合があります。申告に関しては、税務署や佐賀市役所市民税課等にご確認ください。



Q5. 佐賀県社会福祉協議会の貸付事業を受けていますが、佐賀市からの支援金ももらうことができますか？

A5. 佐賀県社会福祉協議会が実施する保育士向けの貸付事業を受けている方も佐賀市の保育士就職支援金を申請することができます。

